

第5回オープンデータ官民ラウンドテーブル 議事録

1. 日時

令和2年12月3日（木）10:00 ～ 12:00

2. 場所

東京虎ノ門グローバルスクエア 17階 会議室 + オンライン

3. 議事

- (1) 開会
- (2) 第5回オープンデータ官民ラウンドテーブルの開催について
- (3) 厚生労働省保有データのオープンデータ化に関するディスカッション

○オープンデータ化要望1

- 介護・障害福祉サービス事業所等情報
- ・データ公開希望者からのプレゼンテーション
- ・厚生労働省からの回答及び意見交換

○オープンデータ化要望2

- 放課後児童クラブ・児童館情報
- ・データ公開希望者からのプレゼンテーション
- ・厚生労働省からの回答及び意見交換

- (4) 閉会

4. 資料

- 【資料1】 第5回オープンデータ官民ラウンドテーブルの開催について
- 【資料2】 介護・障害福祉サービス事業所等情報の公開希望に関するプレゼン資料
- 【資料3-1】 厚生労働省説明資料（介護サービス事業所情報）
- 【資料3-2】 厚生労働省説明資料（障害福祉サービス事業所情報）
- 【資料4】 放課後児童クラブ・児童館情報の公開希望に関するプレゼン資料
- 【資料5】 厚生労働・内閣官房説明資料（放課後児童クラブ・児童館情報）

5. 出席者（★印はオンラインでの参加）

【オープンデータワーキンググループ構成員】

武蔵大学社会学部教授	庄司 昌彦様（モデレーター）
LINE株式会社 Developer Relationsチーム マネージャー プラットフォームエンジニアリスト	砂金 信一郎様
筑波大学システム情報系教授	川島 宏一様（★）
株式会社日立コンサルティング	小池 博様（★）
スマート社会基盤コンサルティング第2本部 ディレクター	
合同会社GeorepublicJapan シニアコンサルタント	東 修作様（★）
株式会社三菱総合研究所 主席研究員	村上 文洋様（★）

【オブザーバー】

株式会社三菱総合研究所 ヘルスケア・ウェルネス事業本部 ヘルスケア・データ戦略グループリーダー 主席研究員	松下 知己様（★）
慶應義塾大学経済学部教授	赤林 英夫様（★）

【データの公開希望者】

株式会社ウエルモ 代表取締役CEO	鹿野 佑介様（★）
株式会社ガッコム 代表取締役社長	山田 洋志様（★）

【関係府省庁】

厚生労働省 老健局 認知症施策・地域介護推進課	秋山 仁課長補佐
厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部障害福祉課	猪狩 勝三課長補佐
厚生労働省 子ども家庭局子育て支援課	鈴木 健吾課長

【事務局】

内閣官房 情報通信技術（IT）総合戦略室	三輪 昭尚政府CIO
内閣官房 情報通信技術（IT）総合戦略室	田邊 光男参事官
内閣官房 情報通信技術（IT）総合戦略室	佐藤 晃平参事官補佐
厚生労働省 政策統括官付 情報化担当参事官室	前原 正男情報化政策分析官

○**田邊参事官**

では皆様、定刻となりましたので、ただいまから第5回「オープンデータ官民ラウンドテーブル」を開催いたしたいと思います。

本日の司会・事務局を務めております、内閣官房IT室の田邊でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日のラウンドテーブルは、IT室と厚生労働省との共同開催とさせていただきます。

有識者の先生方、お忙しい中大変お時間を頂戴しましてありがとうございます。

本日は、有識者として川島先生、小池先生、東先生、村上先生、そして、砂金様に御出席をいただいております。

また、オブザーバーとして、要望1の介護サービス事業所の情報に関しまして、三菱総合研究所の松下様に御参加をいただいております。

また、要望2の子育て施設情報に関しましては、慶應義塾大学教授で、要望者のガッコム様の代表取締役でもあられます赤林様にもオブザーバーとして御参加をいただいております。

皆様、本日はどうぞよろしくお願いいたします。

本日のモデレーターにつきましては、これまでのラウンドテーブルに引き続きまして、庄司先生に御依頼をしてお引き受けをいただいております。

本日のラウンドテーブルは既に皆様お分かりのとおり、リアルで御参加をいただいている方とオンラインで御参加をいただいている方となっております。こちらの会場には庄司先生、砂金さんとIT室、厚生労働省の皆さんが参加をされております。ほかにはオンラインでの御参加ということになってございます。

留意事項といたしまして、オンラインで御参加をいただいている皆様におかれましては回線の混雑を避けるため、発言時以外はマイクをオフにいただきますようお願いをいただきたいと思います。

それでは、以降の進行につきまして、庄司先生にお願いしたいと思います。

庄司先生、よろしくお願いいたします。

○**庄司教授**

おはようございます。庄司です。本日はよろしくお願いいたします。

まず、議事に入ります前に、三輪政府CIOより一言いただきたいと思っております。

CIO、よろしくお願いいたします。

○**三輪政府CIO**

政府CIOの三輪でございます。

本日はお忙しい中、皆様にお集まりいただき誠にありがとうございます。

政府では、今年 7 月に策定されました IT 新戦略に基づき、行政が保有するデータの公開と、その利活用を積極的に推進しているところです。

本日開催のオープンデータ官民ラウンドテーブルにつきましては、平成 30 年 1 月に第 1 回を開催しまして、これまで合計 4 回開催しております。各回ともに民間事業者、研究者の皆様などから行政が保有するデータの公開とその利活用について大変貴重な御意見・御要望をいただき、有識者の皆様のお力添えもいただきながら議論を進めてきたところでございます。

第 5 回となる。本日は、健康・医療・介護・子育て分野をテーマとしまして御議論をいただきたいと思っております。

今、政府では、デジタル庁の設置に向けて鋭意準備をしておりますけれども、デジタル庁の体制になりましても、データ利活用は最重要課題の一つになると思っております。

データ戦略を今の予定では今年中に概略をつかって、来年中頃までに政府のデータ戦略をつくるという予定だと思っております。その中で、オープンデータも大きな項目になっておりますし、デジタル庁になりましてもこの活動、オープンデータをもっと出すということと皆さんの御意見を聞いてやっていくという方向性は変わらないと思っております。ただ、私自身が言っておりますのは、皆さんに使ってもらうのはいいのですけれども、行政自身も EBPM 等のためにも、行政自身ももっとデータを活用しないといけないとも言っております。

本日御議論いただくテーマにつきましては、国民の関心度も非常に高い分野でございます。今回も活発で前向きな御議論を期待しております。どうぞよろしく願いいたします。

○庄司教授

ありがとうございます。

それでは、早速議事を進めていきたいと思っております。

まず、事務局より資料 1 の説明をお願いします。

○田邊参事官（資料 1 の説明）

田邊でございます。お手元にあります右肩に資料 1 と書いてある資料でございます。「第 5 回オープンデータ官民ラウンドテーブルの開催について」ということで、ラウンドテーブルの意義等々、あるいは今回の流れについて若干補足的な御説明をさせていただきます。

ラウンドテーブルの意義を書いてございますけれども、やはりオープンデータをやっていくときによく言われるのが、これはどういうニーズがあるのですかというような問いであったり、あるいはデータが公開してもどう使われているのか分からないというようなお話であったりします。また、民間の方々からすると、どこにどういうお願いをしていったらいいのか分からない。我々オープンデータを進める側からすれば、どういうデータが要望されていて、どういうデータが出てくれば、どんなことが起こるのかということがよく分からないと、そういうマッチングの場が必要でないかというようなことで、これまで 4 回開催してきたところでございます。

データを要望する方々とデータを持っておられる行政機関の方々で直接対話をいただくというような、その中で、どういう対応ができるのかというようなことを考えていく場だと思っております。

本年 3 月に行われましたオープンデータのワーキンググループでは、やはりこのマッチングの場といっても、

なかなか会話が進まないというようなところもありまして、本日御参加いただいている有識者の先生方からは、政策課題に突っ込んだような議論も必要なのではないのかというような御議論をいただいております。本日はそこまでの立てつけがなかなかできておりませんが、そういう意味で有識者の先生方には、ここの直接の対話が実りあるように、いろいろな御意見、あるいはアドバイス等々をいただければと思っております。

開催状況は、今お手元にあるとおりでございます。

次のページがラウンドテーブルの組織的な位置づけでございますが、これは割愛をいたしまして、ラウンドテーブルの進め方、その次の3ページでございますけれども、データの公開活用を希望する方からプレゼンをまずはいただきます。それに対しまして、データを保有されておる、今回について言えば厚労省さんから御回答をいただいた上で、意見交換・質疑というようなところを経ていきたいと思っております。

やはりなかなかすぐには公開できますよというようなことにはいかないのだと思いますけれども、公開ができないというようなところでも、どういう要因があるのか、そして、有識者の先生方から、ここをこのように改善できるのではないのか、あるいはこういう類似の取組でやっているようなものがあるというようなところもいただきながら、一步でも前に進めていけるような方策を考えていけるようなところになればと思っております。

本日取り上げるデータは4ページ目でございますけれども、まず、株式会社ウエルモ様から介護サービス事業所・障害福祉サービス事業所に関するデータということが1つ目でございます。

2つ目は、株式会社ガッコム様から、放課後児童クラブ・児童館に関するデータということでございます。

これはいずれも直接厚労省さんがデータを持っているというよりは、多分地方自治体の方々が持っているということだと思っております。逆に、世の中的には地方自治体の持っているデータを極力一覧性のあるような形で公開するような仕方はないのかというようなニーズ、これは経済財政諮問会議の中とかでも言われておりまして、本日、こういう中で御議論いただくものが、何らかのそういう共通の課題というようなものがあるかと思っておりますので、そういうようなところにも資するような方策というものが一步でも二歩でもないのかなというようなところ、これは事務局として思っておるところでございます。というような流れで進めていきたいと思っておりますので、皆様、御協力をどうぞよろしく願いできればと思っております。

事務局からは以上であります。

○庄司教授

ありがとうございました。

それでは、これからラウンドテーブルを進めてまいります。

先ほど御説明がありましたとおり、本日のラウンドテーブルでは、健康・医療・介護・子育てをテーマとしております。特に今回は介護と子育てに関わる2つのオープンデータの要望についてディスカッションを進めていきたいと思っております。

まず、流れですけれども、オープンデータ化を要望する事業者の方よりプレゼンテーションを行っていただき、その後、関係省庁から要望に対する回答いただきます。その後、有識者の皆様、オブザーバーの方も交えてディスカッションを行います。

それでは、まず1つ目の要望であります介護・障害・福祉サービス事業所について、株式会社ウエルモ様より資料2の御説明をお願いします。

○鹿野様（資料2の説明）

御紹介いただきました株式会社ウエルモ鹿野と申します。よろしくお願いたします。

弊社からは介護サービス情報の見える化なのですけれども、障害の履歴もクロスオーバーしております、そのオープンデータ化に関する御提案ということで御説明させていただければと思います。

初めに会社の概要を御説明させていただきます。弊社は社会課題をICTや先端技術の力で解決するということで、超高齢化の対策と少子化対策ということで、2領域で様々な事業を展開しております。

今回は介護領域のほうのお話がメインではあるので、そちらのほうのお話をできればなということ思っております。

まずは会社概要ということで基本的なところになります。現在、資本金が15.09億円ということで、ベンチャー企業という側面ということと、あとは、社会課題を解決していくということで、NPOのような社会貢献性のところとの2軸を両立させようということで、アクセルを踏みながら展開をしているという状況です。

1点だけ、福岡本店、東京本社という記載がありますが、登記上は福岡に本社を残して本店登記という書き方をしております。小川県知事とか高島市長にお世話になっていまして、その筋は通すということをやっています。ただ、上場準備等、東京本社のほうで全部行っていて、基本的には東京のほうに役員を含むメインのメンバーがいるという状況でございます。ヘルシンキはR&Dをやっていて、どちらかというと研究開発領域で、EU諸国ですとか、あとは北欧三国に対する調査をメインにしています。

高齢化対策なのですけれども、やっていることとしては、今回のオープンデータの話でメインになりますのが、実はこのMILMOという介護サービスプラットフォームですが、どんなことしているかという、自治体さんが持たれている介護事業所の許認可情報ですとか届出の情報ですとか、そういうところをクロージングいたしまして、あとは自治体さんによっては直接役所のほうにお願いをして、こういった情報を出せませんかというところで、まず基盤のデータをいただいて、それプラス介護事業所からより詳しい情報をいただいて、オープンデータともう一つうちが独自に集めたデータをハイブリッドしてケアマネジャー、ソーシャルワーカー、専門職の方々に使っていただくというような介護サービス情報のプラットフォームになっております。

1事業所当たり300項目近くあつたりするので結構細かく記載して、リハビリ機材は何を持っているかみたいなところまでカバーをしています、AIに関するところは今回割愛させていただきます。

続きまして、介護業界はこういった社会課題があるという認識なのですけれども、御存じのとおり人口減少というところと高齢者も非常に増加している。もう1点が、現場の働き手自体も高齢化が進んでいますので、ヘルパーの方々は50～60代の方がメインです。結構体を使う仕事なので、これからの10年20年を考えたときに大変な方が多いなということが実際のところなんです。それもありまして、この介護業界のICT化は喫緊の課題という書き方をしていますが、非常に労働集約な業界ではあるのですが、結構IT化の余地はいろいろあるなということを思っていて。もともと大企業向けのITコンサルをやった後に介護現場に入っていたという両面の側面から見ているのですが、やはり事務の仕事が非常に多い。御

存じのとおり書類が結構多かったりするので、その辺でいろいろやっていけることがデジタル庁を含めてあるのではないかなということが大きな目線であったりします。

続きまして、具体的に何でこれをやっているかという詳しい数字とかも交えてお話しできたらと思うのですが、総務省が24年度にまとめていまして、これを見ていただくと右の軸が利活用の状況ということでICTをどれぐらい使っているかという軸、そして、縦軸が効果はどれぐらいあるのかというところのスコアリングです。

見ていただくと分かるのですが、この保健・医療・福祉関係の中小、特に介護保険の事業者となるような事業所さんは大体8割程度が資本金1000万以下ということで、人事部もなければ財務会計を専門にやっている部もなかったりというような、本当に小さな会社が多いのですが、この中小の保険・医療・福祉の領域においては、全産業の中でICTを圧倒的に利活用もしていなければ効果もないという可能性が、効果については、実際に投資額ですとか活用の状況によって、ある程度相関関係があるところもありまして、きっちり使っていくことによって効果自体も相関的には上がっていくというところが見受けられるのではないかなと思っていて、やはりきっちり適切なICT投資をすべきではないかなということも思っております。この辺が非常に課題かなというところでは。

ちょっと側面を変えて、ICTの中でも情報という切り口で弊社はアプローチをしています。今の課題の大きなところはここかなと思っています。介護事業所は今21.5万件ということで、コンビニの4倍を超えています。一市民の目線から、都民の目線からすると、介護事業所はめっちゃくちゃ選べるのです。例えば自分の自宅から5キロ範囲で検索をかけると100件を超えてきます。選択肢が100を超えるというのはすごくて、食べログでもさすがに住宅地だと100件も出なかったりするんで、やはり生活圏域の領域で介護事業所は展開が多いので、都心部というか住宅地でさえそれぐらいの数が実際に出ています。

そうなったときに、今何が起きているかという、このトライアングルがポイントでして、介護事業所さんとケアマネさん、そして、利用者さん、この3点を結びながら進んでいるのですが、このケアマネさんが2人を結びつけているというキーマンです。このケアマネさんが、どの事業所でどういことをするかということを利用者の方々にお伝えして案内をした上で、意思決定を促していくということをしているのです。

実際に、これは都内のケアマネさんの事務所の写真をお持ちしています。もう本当にフォルダでチラシが管理されていて、毎日毎日届くチラシをひっくり返してはフォルダを入れ替えるという、チラシ管理担当という役職がつくぐらい結構紙の文化なのです。

何が大変かと言うと、これだけの数の介護事業所がケアマネさんに対して営業活動ということで、チラシを毎日のように送ってきたり、手渡ししに来たり、そういうことがあるので、何が起きているかという、フォーマットとかバラバラなので比較がすごく難しいというところと、あと、実際にこのフォルダが全部管理できているかという、ナンバリングとかインデックスみたいな機能がないので、とりあえず挿しておくみたいな世界なのです。なので、古い情報がありましても既に潰れていたりとか、売られて違う会社になっていたりとかというのは結構あるのですが、なかなかそこまで管理が行き届いていないというのが現状だったりします。

あと、検索性のところで、これも見たら分かるのですが、探すのがなかなか大変です。介護サービスは細かく言うと50種近く分類があったりするんで、フォルダごとで入れているとはいえ量も量なので、なかなか見つけるのが大変ですというところがあります。

この紙の管理で何が起きているかという、ケアマネさん自身が知っている事業所は知っているのですが、知らないところは知らないという世界観があったりするので、結局、利用者さん、いわゆる御家族さんも含めた利用者さんの立場からすると、ケアマネさんが知っているところを御案内されたりとか、本当にチラシの手元にあるものところで紹介されたりするので、情報の非対称性が非常に大きい業界になっていて、今のいろいろなデジタル化が進んだ市場においては、すぐもったいないことが起きているのではないかなということを思っています。

なので、御本人さんが必要なサービスをケアマネさんがきっちり届けられているかという、結構ギャップがあるのではないかというのは、必ずしも最適な事業所に巡り合えるとは限らないという言い方をしています。なので、非常に属人性が高いということが言えるかなと思っています。

続きまして、もう1つ論点があるのです。今回は障害のほうのお話もあるのですが何かというと、実は共生型サービスというのができてこれ2年ぐらいなのですが、何かというと、65歳以上になるとともに障害の方であれば、そのままその事業所でデイサービスとかお世話になりたいと、なじみがあるのでいいという話があるのですが、どうしても法律上、介護サービスに移行せざるを得ないという状況だったのです。

それが解決されて、シームレスに障害から介護の事業所と、移行しなくても、今までなじみのある事業所に通えるという制度ができたのですが、これが指定を受けていないと行けなかったりとかするので、結局この共生型サービスの事業所はどこなのかみたいな話とかも、またこれも結構探すのは大変でして、片っ端から電話みたいな世界観になっているので、これもぜひ見える化するといいいのではないかなということ、せっかくいい制度があるので、きっちり全員に知っていただいて使っていただくには、この両サービスの事業所情報の把握というのが、これから鍵になると、特にこの共生型社会ということのうちもよく言っていますが、ソーシャルインクルージョンというところにおいては、介護とか障害とか関係なく、利用者の目線で情報を使える状態というのは非常に大事ではないかなということを思っております。

あとはシステム上の課題ということで、次のページにまいります。どういった問題点があるかという、介護サービス情報公表システム上で、実際に弊社が調査したものなのですが、全国政令市を中心に展開を現在しておりまして、3万3500事業所ぐらい検索対象になっています。地域ごとで言うと、大体8~9割ぐらいシェアを取ってましてデファクトスタンダードになっているのですが、その情報を基に介護事業所からもらった情報と情報公表システムで突合をすると、これは札幌の手稲区の数字の具体的なものを持ってきたのですが、大体正確なのが75%とか80%なのですが、残りが新規開設のところとか閉鎖とか一部誤りありみたいなのところがあるので、やはり情報が追いついていなかったり誤った情報があたりというところがあったりするので、非常にもったいないので正確性をぜひ担保できたらなということを思っております。

更新頻度の問題も結構大きいです。実際に新規開設が間に合ってなくてデータが登録されていないとかいうところも16%近くあります。こういった状況が今現在起きているような課題かなと。

今回は、それに併せて次のページになります。オープンデータ化を希望するデータということで、介護サービス情報公表システムと障害福祉サービス等の検索システムの基本項目というところで、介護においては、ぜひこのサービス事業所名称とか、もろもろ全20項目、推奨のデータセットではあるのですが、こちら

は最低限ぜひオープン化をCSV等で、PDFで上がっているときも実際にあったりするのですが、結構大変だったりするので、ぜひCSV等でこの情報を出していただきたいなと思っているのです。

特にどのように使うかと言うと、サービスの種類ですとか、経度・緯度とか、結構データの的には処理しやすかったりするので、この辺を一軒一軒聞いていったりとかすると、想像を絶するほど大変だったりするので、この辺があると本当にありがたいなと思っています。

あとは事業所番号です。これは仕事上絶対に使うので、介護事業所の方がその事業所を使うときに介護保険の請求者に確実に確認をするということで、そのためにもう一度電話をかけたりする人も結構いたりするので、これがあるとすごくありがたいということをよく現場から言われたりします。

ぜひ政府主導で基本データの更新頻度も上げて正確でタイムリーなデータの公開を推進していただければなということを考えていて、そういったデータを基盤に、弊社みたいな細かい情報を、さらに独自の情報を足して、本当に利用者目線で使える情報に仕上げていく。サービスを提供する会社側からすると結構、この基盤データを取るだけでもかなり工数を割いてお金がかかったりするので、こういった存在確認等に対するコストの低下をすれば、プラットフォームとして、もう少し利用者目線のところに投資ができてくるので、その辺のコスト圧縮ができてくるので、ぜひお願いしたいなということを考えています。

具体的に絵で言うとこんな感じになっています。うちのMILMOのデータベースというのがありまして、保険外サービスとかは、もうさすがに自治体さんは持たれていないと思うので仕方ないと思うのですが、ぜひこの在宅医療・介護・障害ということで、いわゆる許認可関係、届出関係です。こちらは自治体さんがデータを確実に持たれていると思いますので、この辺をぜひオープンデータ化して、今だと本当に役所に一個一個ごとに聞きながら、なければ気合いで全部電話するみたいな、もしくはウェブのURLを全部投げて自治体から通知を出してもらって登録をするみたいな世界観になっているので、存在確認をするのに結構便利だったりするので。こちら辺がまとまると専門職の方の業務効率化、最終的には、きっちり情報を基に選べるということで、支援の質の向上にもつながるかなということを考えています。

最後に、想定される社会的インパクトということで3つまとめております。

共生型社会における利用者本位のサービス選択の実現ということで、やはり情報の非対称性が解決されれば、きっちり利用者さんが望んでいるような業者が見つかるという世界になると思うので、そちらが可能になるのではないかなということが1点目。

2つ目が、介護関連サービス供給の最適化、これはどちらかというとマーケティング用です。どの会社かどうしているかというのを介護サービスの先ほどの分類の話と場所が分かれば、マッピングがきっちりできたりするので、それを基に、この地域にはもう十分だという話があれば、わざわざつくる必要がなかったりします。そういうところにもぜひ使っていただければいいのではないかなということを考えています。

3つ目が、ICT化促進というところなのですが、ウェブでの情報発信と紙媒体が主流ではある状況ではあるのですが、こういったオープンデータを使っていろいろなサービスが生まれればもう少し、介護業界は特にコロナ禍においてICT化がかなり進んだので、ぜひウェブ化のところ、基盤データは非常に大事になってくるので、こういった形でICT化促進に寄与できるのではないかなと考えております。

以上になります。

○庄司教授

ありがとうございました。

それでは、厚生労働省さんのほうから、ただいまの公開要望に対する回答をしていただいた上でディスカッションに進みたいと思います。

それでは、厚生労働省さんのほうから資料 3 - 1、3 - 2 について、10分程度でお願いいたします。

○秋山課長補佐（資料 3 - 1 の説明）

厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課の秋山と申します。どうぞよろしく願いいたします。

まず、端的に御回答申し上げます。御要望いただいたデータ項目につきましてはCSVファイルを出力して厚生労働省のホームページにアップロードする等によって対応させていただきたいと思います。推奨データセットがございますので、そちらに準拠する形で提供する方向で考えております。

ただ、冒頭にもありましたけれども、この制度の実施主体は都道府県でございますので、オープンデータの有効性を十分説明して、自治体並びに事業所の理解を得ていく必要があると考えておまして、現在対応しているところでございます。おおむね同意いただけるというような回答ではありますので、そういった調整を進めまして、早い段階で対応させていただきたいと考えております。

参考までにこの制度の趣旨、目的について添付させていただいております。基本的に介護サービスの利用提供は利用者と事業所の契約に基づくものでありまして、利用者の方はより適切な事業者を選択することが必要、事業者の方は取組の努力が適切に評価され、選択されることが必要といえます。

介護サービス情報公表制度は、契約の一方の当事者である事業者が利用者の選択に資する情報を自ら公表するという制度でございます。先ほどの御発表の中に、事実上、居宅介護支援事業所が介護サービス事業所につないでいるという内容がありましたけれども、もちろん実態としてはそのようになっているのも事実でございますが、基本的な契約行為としては双方が合意に基づいて契約をするということになっております。ケアマネジャーは何をやっているかという、全体の要介護度に応じたケアマネジメントといいますが、どういったサービスがどれぐらい必要なのかということをマネジメントしているとお考えいただければと思います。

先ほど、ウエルモさんの御報告で、ケアマネジャーは属人性が高いという御指摘ありましたけれども、属人性が高いというのももちろんそうなのですが、ケアマネジャーの自己研鑽による努力などが反映されているものであり、介護サービス情報公表制度などを活用して、居宅介護支援事業者が情報収集しているという実態もございます。

次に、情報公表制度の概要ですけれども、先ほど御紹介した趣旨に基づき、介護保険法に基づいて平成18年からスタートしております。

基本的な仕組みとしては、都道府県及び政令指定都市が毎年度情報公表の計画を立て、その計画に基づいて介護事業所が都道府県に報告をする。都道府県に報告があったものを都道府県が公表するというような立てつけになっております。

公表される内容は、基本情報と運営情報がございまして、介護報酬改定の状況、例えば、加算が非常に多くございますので、その加算の取組状況や、第三者評価の有無等があります。また、必要に応じて、毎年度、調査票を若干微修正しながら運用しております。ですので、実際には、先ほど御紹介した都道府県・政令市が行う公表計画の段階で、その年度の帳票をもって公表計画を立てるということになります。

最後に、その全体像をお示していますけれども、先ほど御紹介したとおり、都道府県が事業所から報告された内容について公表するという仕組みになってございます。こういった制度を運用させていただきながら、先ほどもありましたけれども、正確性も念頭に置いて制度を運用してまいりたいと思います。繰り返になりますが、御要望いただいたデータ項目についてはCSVファイル、先ほどXMLやJSONの話もありましたけれども、情報の性質としてはCSVファイルということにさせていただきますが、CSVファイルをデータ推奨データセットに準拠する形で提供する方向で準備させていただきたいと考えております。

以上です。

○猪狩課長補佐（資料3-2の説明）

続きまして、障害福祉サービス等の情報について、御回答申し上げたいと思います。申し遅れましたが、私は障害保健福祉部障害福祉課の猪狩と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

資料の1枚目をお願いいたします。公表制度につきましては、基本的には介護保険で既に運用されているものになって運用しているところでありまして、この1ページの御回答も基本的には先ほどの老健局からの回答とほぼ同様なものでございますけれども、障害保健福祉サービス等の情報公表システムにおいて把握可能な項目について、CSVファイルの形式でホームページにアップロードするなどの方法により可能な限り推奨データセットに準拠する形で提供するという方向で対応することとしたいということでございます。

※でございますが、先ほどと同様ですが、自治体の実施主体になっておりますので、こちらは自治体の御理解、それから、事業所の理解を得ていく必要があると考えております。それから、注ですが、推奨データセットは障害福祉サービスに独自のものはないと認識しておりますので、介護サービスのデータセットに準拠するということを想定しているところでございます。

障害福祉サービスの情報公表制度の概要です。資料2枚目をお願いいたします。障害の情報公表制度は歴史がまだ浅くて、2つ目の○でございますが、28年5月に成立した障害者総合支援法及び児童福祉法の一部を改正する法律において、利用者による個々のニーズに応じた良質なサービスの選択に資するというを目的として、この公表制度というものが、法律上位置づけられまして、平成30年4月から施行されているといったものでございます。基本的には先ほどの介護保険と同様でございまして、事業者に対して障害福祉サービスの内容を都道府県等に報告するというを求めて、都道府県等がその報告された内容を公表するという仕組みになっているというところでございます。

こちらにつきましては独立行政法人の福祉医療機構のサイト、WAMNETと呼んでおりますけれども、WAMNETのサイトに、このような形で公表させていただいているというところでございます。

以下、簡単に制度の中身を御説明いたします。資料3枚目をお願いいたします。実施主体についま

しては、都道府県、指定都市、中核市を実施主体としているところが2番目でございます。

それから、3ポツですが、公表となる事業者につきましては、基本的には基準該当サービスを除く通常の全サービスを対象としているというところでございます。

4ページ目で、報告公表事項でございます。こちらは基本的に介護と同様でございます、基本情報・運営情報から構成されているというところで、主な報告事項はここに記載しているとおりということでございます。

それから、資料5ページでございますが、この報告の手續について、5ポツ目でございますが、報告時期につきましては、1つ目の○ですが、毎年度、各都道府県等が定める時点において、その事業所の所在地を所管する都道府県に対して情報を報告するというところでございます。報告方法につきましては、原則WAMNETにおいてその情報を入力して、そのシステムを通じて県に報告するというところです。

6ポツ目が、県においてこの情報をどうするかというところでございますけれども、公表時期につきまして、原則報告から2か月以内に公表ということで通知上定めております。公表方法につきましては、県の方でこのシステム上で得られた情報を確認して公表するというところでございますが、報告の内容に誤り等があるという場合については、必要に応じて調査をすることをお願いしているというところでございます。

最後に6ページ目でございます。これは会議資料の抜粋でございますが、令和2年3月9日の全国課長会議において、この公表の推進についてお願いしているものを掲載しているところでございますので、御参照いただければと思います。

簡単ではございますが、以上でございます。

○庄司教授

ありがとうございました。

それでは、御要望の内容と御回答を踏まえて、ディスカッションをお願いしたいと思います。会場で御意見のある方は挙手をお願いします。それから、オンラインで御意見を要望される方は、チャット欄にコメントをお願いいたします。順番に指名していきたいと思っております。いかがでしょうか。

まずはウエルモさん、今の御回答に対していかがでしょうか。

○鹿野様

かれこれ7～8年前ぐらいからあったらいいなと思っていたのですが、本当にCSVで出していただけるというのは結構画期的なこととして、もともと一番初めにWAMNETに連絡をしまして、この情報はクロールしているののですかという話を電話で聞いて、クロールはいいですけども、データでは出せません、みたいな回答をいただいて、そこから自社でクロールのシステムをつくってやってきたのです。

他社さんもそういった話が多くて、老人ホームの紹介をされているようなサイトは結構数もあります。介護サービス関係のサイトもいろいろな地域でやられている方々もいたりするのであるのですが、皆さん本当に手づくりのクローラーをつくられたりとか、もしくは気合いでひたすら目視でチェックされている方もいらっしゃいました。そういったNPOの方もかなり努力されて、何とかこのリストを作ろう、みたいなことをやっていたの

ですが、本当にこれがあると、皆さん画期的に工数が削減されるので、それを1年に1回頑張るみたいなのところなくなるので、すごくありがたいなということを思っています。

その意見と、次のステップみたいなのところでまた付加情報になるのですが、加算のお話が先ほどたくさんあるというお話がありました。次のステップでぜひ加算の情報みたいなのところが、届出情報ではあつたりするので、2か月ぐらいとかかかたりすると思うのですけれども、今は紙で出して、それを自治体さんが受け取ってオーケーだということであれば、それで出すみたいな世界観なのです。

紙で出して、そこから、多分自治体ごとで1,700個ぐらいあると思うので、そのシステムの基幹系のところに打ち込んで管理されていると思うのですが、これは丸ごとずっとビジネスプロセス的に連携がかかってオープンデータ化されたりすると、スピーディーにオープン化されたりすると思うので、ぜひ加算の確認の電話というのも物すごかつたりするので、その辺もぜひ、自治体のことでちょっとレベルが高いとは思いますが、システムが違うので、あと、紙で管理しているので、そこら辺ができてくと桁違いに、また電話の工数が介護現場で削減できると思うので、そういうところも次のステップとして、頭のどこに置いていただければ、すごく助かるなということを思っています。

以上です。

○庄司教授

ありがとうございます。

では、厚生労働省さん、お願いいたします。

○秋山課長補佐

今のお話は恐らく、指定申請のお話と混同されているかなと考えております。

介護サービスの情報公表のお話と指定申請の話はちょっとまた別個の話になりますので、そこが直結できるかどうかというのはまた別な検討が必要かと思えます。

ただ、その加算の情報について、介護サービス情報公表システムの中でももちろん入力する項目がございますし、その全ての加算の情報が入っているかというところというわけではありません。公表に資する情報が入っているということです。そこが連動するのが果たしていいのかというのはまた違う議論が必要かとは思いますが、御意見として頂戴して検討してまいりたいと考えております。

○庄司教授

ありがとうございます。

オンラインからたくさん手が挙がっていて。それでは、東さん、お願いいたします。

○東様

まず、ウェルモさんの資料の8～9ページ辺りなのですが、更新頻度を上げていただきたいとか、正確さに現状のデータは問題があつたりするというような点で、これは後のガッコムさんとも共通すると思うのですが、現在、オープンデータをとにかく出していただく、そのこと自体はありがたくて非常にすばらしいことだと思います。ただ、実際に実務で使っていくとなると、やはりデータの更新という、どんどんデータはア

アップデートしていかなくてはいけないので、更新というフェーズにいかうまくスムーズに載せられるかというのが、とても大事なのかなと思っております。そういった点で3点ほど申し上げさせていただきたいです。

一つは、今回、改めて都道府県さんをお願いするのであれば、その際にできるだけデータの改廃のルールというの併せてお伝えすることが必要なのではないかなと思いました。例えば同じ番号を使い回ししないとか、同じ番号を終わったからといって、次のまた別の事業者さんに使われたりすると、どちらなのだよという話になってしまうので、番号を使い回ししないですとか、あるいは差分です。更新、書き換えなのか、新規なのか、削除なのか、そういったものが何らかの形で事業者さんのほうに伝わるような差分のデータがあると一番いいのかもしれませんが、その辺のやり取りの仕方、現状でも多分データを集めていらっしゃるの、何らかのやり方をされていらっしゃると思うので、その辺をできるだけクリアな形で取れるようになるのいいのかなというのが1点目です。

2点目は、データをどのタイミングで取るかということも大事かなと思います。現状、鹿野さんがクロージングで取っていらっしゃるからおっしゃっていましたが、ウェブに掲載後のデータというのは、ある程度きれいになった結果が出ているので、ある意味割りと整備されたデータなのだろうかなと思います。データの受け取りの方法で、例えば途中で報告のために何か手書きで転記するとか、万が一ファクスで送るとか、そういった手続が入ってしまうと、一旦きれいになったデータが、またそこで間違いが起こしやすいという流れになってしまいます。

冒頭、三輪CIOもおっしゃっていましたが、EBPMと申しますか、やはりデータの流れの中で、きれいになったものを流していくというのが一番美しい形で、それをまた1回きれいでない形にして、データの流れがおかしくなってしまうと、なかなかデータの活用にとちょっと難しさが出てまいりますので、その辺のどのタイミングで報告用のデータをつくっていただくかというのも、整理できるのであればしたほうがいいかなと思しました。

3点目はコードです。鹿野さんの資料の9ページにNo.という項目がございますけれども、ここについては、ほかにも事業者番号とか法人番号というのがございますが、それ以外のどういうものが必要なのか、その辺りは意識を合わせて、例えば介護のサービスの種類ごとに一意の番号が欲しいのであれば、そういうこととか、実際に集めるときに思っていたものと違ったものが来ないように、何かちゃんと定義しておくのいいのかなと思しました。

以上、3点になります。

○庄司教授

ありがとうございます。

今の3つ目の点は、鹿野さんから何かありますか。コードについての御要望です。

○鹿野様

特に先ほどのオープンデータ化を希望するデータの中身の話ですが、これは推奨データセットなので、そのときは僕もいろいろアドバイスをさせていただいたのですが、例えばサービスの種類の形式をどういうデータとして出すのかという点の区切り方も含めて、あとはどの辺の粒度まで、例えばサービスの区分もそうなので

すけれども、大項目と小項目とかにしていたりするので、その辺の話をどこまで織り込むかみたいな話とかは、確かに認識しておいたほうがいいのではないかなと。

あと、住所の書き方もそうですけれども、住所も検索するとピンが飛んだりするときとかがあるので、その辺とかも、どういう書式で住所をもらうのかとかも、ある程度定義があったりすると処理がしやすかったりするので、その辺とかはちょっと細かく仕様レベルで詰められたらいいなというのは実際あります。

○庄司教授

ありがとうございます。

つまり、項目としてはこれがあればいいと思うけれども、中身ですよ。その書き方のところについては、より詳しく詰めたいところがあると。

厚生労働省さんのほうから何かありますか。

○秋山課長補佐

まず、コードの話ですけれども、IT室さんにも御照会させていただいて、コードについてはシステム上で触られている一意の識別できるデータということで聞いております。介護サービス情報公表システムの場合は、データは、主に事業所ごとにキーに置いて管理していますが、事業所には事業者番号がありますので、都道府県コードプラス事業所番号でのそれぞれの事業所を識別しているところがございますので、重複にはなりませんけれども、No.のところは、そういった形で定義づけられていることを踏まえて、事業所番号を中心に出すということを想定しています。

また、東委員から御質問・御意見があったところですが、改廃のルールですが、改廃については現在、自治体にも照会をしていますが、例えば新規の申請があった事業所については、今、ウエルモさんからのデータには幾つか齟齬がありましたけれども、基本的には、その都度速やかに公開しています。その公開のタイミングがずれている可能性はありますけれども、廃止の場合も、その都度システムから削除している自治体が比較的多いと現時点では把握しています。

ただ、先ほども申し上げましたけれども、自治体は計画を作って事業者に報告を求めていますので、そのタイミングによっては次年度の計画時、次年度に計画をして「今年度の様式で報告してください」と事業所に依頼するタイミングで「廃止」が反映されるという場合もございます。いずれにしても改廃のルールについては、事務自体が各自治体の自治事務ですので、事業所に対して、できるだけ正しいデータが公表されるようにすることを働きかけてまいりたいと考えています。

また、番号の使い回しについては、先ほども言いましたが、事業所番号をキーにしている以上はあり得ないと考えています。

タイミングについても、今お話したとおりで、できるだけ何か変更があったときや廃止については、きちんと反映できるようにしたいと思いますし、実際には紙では一切やり取りをしていませんので、システム上で全て完結しているところを申し添えておきます。

以上です。

○庄司教授

ありがとうございます。

それでは、オンラインで川島さん、お願いします。

○川島教授

ありがとうございます。

東委員に言われてしまった感があるのですが、やはり改廃ルールが一番気になるところです。これはオンラインであれば、入力側、いわゆる事業者側のほうは、リアルタイムで内容の更新ができると思うのですが、先ほどの厚生省さんのお話を聞いていると、あくまで事業所単位での申請であったり更新であったり、年度ごとのその事業所全体のデータセットが更新されるというような話として印象を受けたのですが、現実の介護ですとか障害施設というのは、スタッフの入れ替わりですとか、あるいは稼働率の状況ですとか、あるいは新しい機材が入るとか、あるいは年度ごとにきちんと実態は動かないので、年度途中で当然施設の状況とか、いろいろなものが起こって、リアルなサービスの提供できるキャパシティーというのは徐々に変化するというものがあるので、データ全体としては、やはりできるだけインからアウトまでリアルタイムで一気に通貫になることが望ましいと思います。そういった方向で都道府県に対する指導を通じて、どういう形になるかも、お聞きしたいので、そこはつきりさせてほしいと思います。

まず、厚生労働省さんのほうにはできるだけ早くやってほしいです。先ほど早期にと秋山課長補佐さんがおっしゃっていましたが、これは半年ぐらいのオーダーでぜひやっていただきたいと思います。どうしても政府の動きというのは年度単位で動いてしまう恐れがあるので、半年単位で頑張ろうとして、途中でもしできなければ、それはそういった理由があるのではないので、目標としてはできるだけ早く、多くの方々がこれによって救われると思いますので、できるだけ柔軟な対応を早期にお願いしたいと思います。

それから、実際に実施の形としては、都道府県を支援する、指導するということになると思いますが、次のガッコムさんのほうでは、都道府県に対する通知を出すとおっしゃっているのですが、これはどのような形になるのでしょうか。厚生労働省さんに2点、時期と形についてお伺いしたいと思います。

ウェルモの鹿野さんに1点だけ教えていただきたいのです。鹿野さんはこの分野でこのマーケットを開拓されていることに敬意を表したいと思うのですが、その上でやはり更新頻度について、僕は利用者側、実際の介護なり身障を持っておられるニーズがある方、あるいは鹿野さんの目から見て、これはリアルタイムであればそれでいいのかどうか、実際にケアマネジャーの方々などが、実際にこういったデータを使う定期的なインターバルですとか、季節的な動きとか、実際のデータのニーズの動きというのが恐らく変動するはずなのです。

この更新というものが、ある程度のパターン性を持っているのであれば、それを実際に逃さないように、実際のデータの更新というのが行われてほしいと思うので、実際の需要の側がこういった更新ニーズを持っているのかについて教えていただきたいと思います。それをできるだけ逃さないようにデータを提供する側が、その頻度を何とかクリアしていただきたいと思いました。

以上です。

○庄司教授

ありがとうございます。

では、先にニーズのほうを聞いてから厚生労働省さんに伺いたいと思います。

では、鹿野さんのほうからお願いします。

○鹿野様

今、川島先生からお話のあった定期的なインターバルの更新パターンみたいな話ですが、先ほどオープンデータ化のCSVがありがたいという話と次のアドバンスの話でぜひ連携をという話のところと思いっきりつながっている話ですが、分かりやすい例で言うと、どのように使われるかと言うと、例えばちょっと細かい話になると、個別機能訓練加算みたいな話があるのです。いわゆる機能訓練、リハビリができる指導員が専従でいる場合において加算が取れますよと、これはどういうことを意味しているかと言うと、利用者目線で言うと、この事業所はデイサービスの中でもレスパイトではなく、きっちりリハビリができる事業所であるというところの判断基準の一つになったりするので、この要件を取れているかどうかは結構大事なのです。

先ほど基礎的な推奨データセットではなくて、プラス加算があるといいですという話を初めに一言織り交ぜた理由というのはそこにありまして、利用者目線からすると、質のどういう違いがあるのかということを見極めるときに加算はすごく大事な要素だったりするので、これをどういうタイミングで使っていくかという先ほどの川島先生のお話と混ぜ込むとどうかと言うと、利用者がその事業所を検討するときに、そのタイミングでその加算が取れているかどうかの確認をしないといけなかったりするので、これはどのようなタイミングかと言うと、ケアプランは契約行為としては1か月に1回更新になるので、来月の空き情報とプラスどういうリハビリをするかみたいなところが決まると、では、来月はこれをしようみたいな話が決まるので、できれば月次単位がベストです。

そう考えたときに、調査票を送って、そこから届出を出してもらって確認して、そこからデータにみたいな話だとどうしても追いつかないので、先ほどちょっと御提案させていただいたのが、ケアシステムはAPI連携等で自治体等のシステムが異なっていると思うのです。とはいえ、そこからきっちりリアルタイムでデータ連携することでしか多分実現不可能かなというのは、僕は思っていて、全自治体で1か月単位で全ての加算情報を連携するみたいなことは、オペレーション的にビジネスモデル的に自動連携できない限り、システムティックにやらない限り結構難しいかなということも含めて、先ほどちょっと短い文章でお伝えしましたが、できれば、それぐらいのスピードで、利用者目線で言うと確認をしたいというのは、実際のところは月次単位がベストではということなのです。

○庄司教授

ありがとうございます。

というのを受けて、厚生労働省さん、いかがでしょうか。

○秋山課長補佐

まず、今の加算のお話から先に御回答しますけれども、基本的に自治体がどのように事業者を管理しているかというのはもちろん市町村単位で異なっています。自治体の事業者台帳管理システムを持っている自治体もありますが、本当に小規模の自治体はエクセルファイルで管理したほうが早いということも

あります。そういった自治体もある中で、一律に加算の情報を情報公表システムとAPI連携をして反映させるというのは、現実的には難しいだろうなと個人的には考えています。

ただ、情報をできるだけ更新してほしいという思いはあり、介護サービス情報公表システムの中でも例えば空き情報を随時入力できる項目を設けておりますので、そういった機能の活用を促していきたいと考えております。

変更があったときに、こういったタイミングで更新されているかというのも自治体に照会しているのですが、その都度システムの入力をもって報告を受けて更新をしている、一定期間まとめて更新をしているという自治体がほとんどですので、実態としては、事業所が更新をしてくれていると、新しいデータになっていると判断しております。

情報公表に関する事務は、自治体の事務としても事業所の事務としても、相応の負担をかけている事務になりますので、どのタイミングで更新を促すか、してもらうかというところは、慎重に取り扱わなければ、業界からの反発も想定されると考えています。目的をきちんとお伝えした上で理解を促していきたいと考えます。

川島先生からありました「時期と形」ですけれども、まず、形については、各都道府県の事務ではあるのですが、システム上、国が管理しておりますので、国が管理しているシステムからCSVファイルとして抽出する形で、一括して対応したいと考えていますので、自治体に何か事務負担をかけることはありません。

時期ですが、現在、都道府県と調整をしておりますが、まだ全都道府県からの回答が得られていないのですけれども、おおむね照会は進んでおりますので、6か月と待たずにできるのではないかと考えております。

以上です。

○庄司教授

ありがとうございました。

この問題は、まさに業務全体のデジタル化とかとも関わってくる話かなと思います。

それでは、オンラインの村上さん、お願いします。

○村上様

村上です。ありがとうございます。3点あります。

1点目は、今ちょうど画面に映っている事業所番号について、IT室と厚労省にお願いなのですが、今、IT室で法人番号の枝番の議論が始まっていると思います。事業所に法人番号をひもつけて振る話が今後進むと思いますので、ぜひそこの整合性の確保に留意していただきたい。

2点目は、先ほど新設と廃止に関しては、都道府県が都度公表しているという話がありましたが、これの標準ルールを厚労省でつくって、都道府県に通知していただきたい。例えば出すタイミングとか、出す情報の項目とか、データ形式とか、公表するウェブサイトの場所とか、ファイル形式とか、その辺りが都道府県ごとにバラバラにならないように、例えば新設廃止の後1週間以内に公表することとか、形式は

こうで項目はこうとか、そういうものを定めて都道府県に通知していただくといいかと思います。

3点目は、鹿野さんに質問です。事業所がチラシをいっぱい配るのは営業活動だと思います。都道府県が出す情報はある程度正確性の高い情報だと思うのですが、加えて、各事業所が個別に自分で入力する、例えば食ベログやぐるなびのような感じです。そういうものができたとき、各事業所は自分でサービスの詳細を入力するモチベーションが働くのかどうか、その辺りを鹿野さんに伺えればと思います。

私からは以上です。

○庄司教授

ありがとうございます。

まず、2つお願いします。これはどちらに聞けば。

○秋山課長補佐

事業所番号については、介護保険制度で対応していることですので、一律に法人番号と紐付けするかどうか、ということは、介護サービス情報公表制度とは別の話だと考えておりますので、引き続きの検討課題だと思います。

更新ルールについては、法令上定めておりますので、介護保険法及び施行規則の別表で、どの項目を報告するか細かく定めております。具体的な公表内容については、老健局の課長通知で毎年度お示ししておりますので、更新ルールについては、周知されているものと認識しております。

以上です。

○庄司教授

ありがとうございます。

今度は鹿野さんのほうへの質問についてお願いします。

○鹿野様

データ更新のモチベーションですが、側面として大きく違うのは、弊社のような民間のプラットフォームに更新するのと、あと、都道府県等がされているような一般的な住所リストではないですけども、固定のものに要するモチベーション、この2つが大きく違うのです。

自治体さんがされているところのサイトにどれぐらい更新のモチベーションがあるかと言うと、これは結構ポイントがあって、これは基本的にはto C向け、住民向けにつくられているので、一番のポイントはケアマネさんに対して特化したインターフェースになっているわけではないのです。

ここが結構問題で、結局介護事業所さんは先ほど言った営業行為というところで誰にやるかと言うと、B to Bのケアマネさんに対する営業行為というインセンティブが一番強いのです。それで御飯を食べているので、となったときに、B to Bのプラットフォームとして情報公表ですとか、都道府県のサイトがあれば、機能すると思うのですが、基本的にそういう思想でつくられてなかったりするので、どちらかと言うと、やはりC向きに設計されているという点において、やはりそこに入れたところでケアマネに伝わるかみたいなどころに対する信頼性が、今の時点だと介護者事業所からは薄いので、なかなかモチベーションにはなりにくい

のではないかなというのが、今の僕の経験則から言えることだと思います。

それもあって、うちは結構B to Bに特化して、ケアマネにダイレクトに伝えるようなプラットフォームをつくったというのがあったりするんで、そこら辺の観点が全然ちよっとインセンティブの走り方が違うかなというところ
です。

○村上様

1点だけ、事業者さんは自分で入れてくれるのでしょうか。

○鹿野様

やっています。現在そのスタイルです。

○村上様

そういうことですね、

○鹿野様

弊社のMILMOネット自体は、情報公表サービス以上の非常に深い情報があつたりするので、例えば糖尿病の対応ができるかどうかみたいなところのデータ項目については、現場の介護事業所の方々の管理者がフラグを立てるというのをやって、それはぜひケアマネジャーの方に伝えたいというモチベーションでやってくれています

○村上様

ありがとうございました。

○庄司教授

ありがとうございました。

オンラインの小池さん、お願いします。

○小池様

小池です。

データ公開を実施していただいているのは大変ありがたいこととっております。一つの質問と、一つIT室様へのオープンデータワーキングレベルでの課題かというのを発言させていただきます。

1点目の質問ですが、どの単位をデータセットとしているか、都道府県がデータセットのオーナーでこの公開者になっているのか。また、だれが、それを探するためのデータカタログを作って公開されているのか、そのカタログの中にはもちろん頻度、今日も議論がありましたけれども、鮮度に関連する頻度とか利用ライセンスとして民間で自由に使っていけるかというライセンス規定などが含まれているのか、この辺のデータセットの位置づけの単位と、公開及びライセンス系について、どのような状況なのか教えていただきたいというのが1点目です。

2点目は後で、もう一つお願いいたします。

○**庄司教授**

これはIT室さんでいいですね。お願いします。

小池さんが今おっしゃったのはどのデータについてですか。

○**小池様**

介護情報のデータセットとか、障害者福祉のデータ、これは県単位で集めて出していると思うのですが、

○**庄司教授**

それは厚生労働省さんからお願いします。

○**秋山課長補佐**

事務自体は都道府県の事務ですが、システムは国で一元管理しておりますので、都道府県の了解を得た上で、国として一本化した形で出したいと考えております。

○**小池様**

分かりました。このデータカタログは厚労省が作られて、ライセンスモデルも決めて出すということになっているのですか。

○**秋山課長補佐**

ライセンス自体は政府標準利用規約にも準じた形ですので、CCBYではないかと思います。

○**小池様**

これは集めるときにもそれを合意いただいてデータを集めているという状況でしょうか。

○**秋山課長補佐**

既に公表されているデータですので、とりたてて何かオープンデータのために情報を提供してもらう形は想定していません。、既に公表されているデータをそのまま出力することになります。

○**庄司教授**

CSVで提供するのは、既存のシステムのところで提供する、ということでしょうか。

○**秋山課長補佐**

既存のシステムから抽出する形で提供することを考えております。

○**小池様**

厚労省から見ると、オープンなデータを集めて公表するという形なのですね。

○**秋山課長補佐**

そうです。

○**小池様**

ありがとうございます。

2点目は、今度はIT室様への御要望になると思いますが、最近このように広く情報を集めて、都道府県や民間も含めて集約して、何らかのライセンスを規定して、カタログを作り公開していくという、このようなデータの収集型のオープンデータが出てきていると思います。データの鮮度を指針を出して集めるとか、信頼度をどのように担保するか、継続的に集めるための組織、また、予算づけなど、今後、ワーキングレベルで具体化してガイドライン等を出していくことが必要と考えます。制度規定が要るとか、鮮度に関する規定があるとか、そういう決めごとなどのガイドになるのではないかなと思っております。ぜひ検討いただければと思います。

○**庄司教授**

IT室さん、お願いします。

○**佐藤参事官補佐**

コメントありがとうございます。

今おっしゃられたデータの信頼度等に関しまして、今後データ戦略タスクフォース等を通じて、引き続き議論を進めさせていただきます。また、いわゆるオープンデータの質の部分に関しまして、コロナ禍の影響下で機械判読性だとか更新頻度とか、そういったところもますます重要になってくるということもございまして、どうやって自治体のデータの質を評価するのかといったところも今後取り決めに進めていきたいと考えております。

以上になります。

○**庄司教授**

ありがとうございます。

○**小池様**

ありがとうございます。ぜひよろしく願いいたします。

○**庄司教授**

予定されている時間になってきてしまいましたので、オブザーバーの松下さんから一言いただきたいと思っております。それから、会場では砂金さんが短くおっしゃっていたので、いただければと思います。

まず、松下さんからお願いいたします。

○**松下様**

松下です。ありがとうございます。

これまでの議論を伺っていて、単純にオブザーバーとしての意見でございますが、厚生労働省様からお

話があったように、この情報公表制度そのものが、利用者に正しい情報をきちんと届けて、事業所選択に資するというのが法律上の目的かなと理解しております。

行政のやることになるので得意不得意がやはりあるのかなと理解してはいますが、正しい情報を収集するということは規定の中でやることで非常に有効な仕組みになっているのですが、利便性を高く利用者へ届けるという観点に立つと、国と老健、行政でやるというだけでは限界があるのだらうと思います。ウエルモさんがおっしゃっていただいているみたいに、そこはやはり民間企業が得意なところになるかなと思いますので、そういう意味で、こういうオープンデータが活用されるというのは非常に有効かなと基本的には思っています。

そこで逆にお願いでございますけれども、この両方向制度、全体的に先ほどのデータの精度の話もありましたけれども、法律上の義務が年に1回の報告で随時更新してもいいという仕組みになってはいるものの、更新されない理由はやはり事業者さんにとって更新することのメリットが実感しにくいという問題があるのだと理解しています。

そういう意味ではウエルモさん、あるいはオープンデータを使う方々には、これを使って事業所にサービスを届けられているのは、情報公表制度に基づいて行政が収集しているデータを使って皆様の利便が上がっているのですよということも合わせてお伝えいただけるといいのかなと思いますし、そうする中で事業所の方が、利用者が事業所選択をする上で、情報公表制度のデータが活用されていて、自分たちのところの顧客はそういうところから選択してくれているのだという実感が湧けば、逆に国側のデータの精度も上がっていくという好循環をつくっていただけるといいのかなと思います。

その中では、先ほどウエルモさんからお話が出ていたような、API連携みたいなものもできるようになり、リアルタイムに情報が取れるようになり、APIを介してデータが収集、利用されることによって、行政側ではそのAPIの利用頻度がログで取れるようになり、行政側はこの制度がきちんと使われているということを定量的に説明できるようになるという、そういう好循環が生まれると非常によいのではないかという意見を持っております。

最後に1点だけ、ウエルモさんからお話のあった加算の方法については、多分難しい問題をはらんでいて、おっしゃっているのは体制加算のところおっしゃっておられるのかもしれないのですが、体制加算については確かに事業所台帳に届けることになるわけですが、加算の中には当然体制加算とは無関係に算定できてしまうものがあつたりします。

そういうものはレセプトを見ないといけなかつたりするので、そういうものを全部統合的に情報公表制度で公表していくのかどうかというところが、これは厚生労働省様側というより制度趣旨ですとか、技術的な実現性の両方の面から少し課題があるのかなと理解していますので、そこはちょっと長期的な課題なのではないかなと私としては思っております。単純な意見でございますので、聞いておいていただければと思います。

○庄司教授

ありがとうございます。

砂金さん、いかがですか。

○砂金政府CIO補佐官

ウエルモさんに簡単な確認とお願いです。

確認はデータ戦略タスクフォースとかでも競争領域と協調領域の話はよく出ていて、データ公開は今回厚生労働省さんに頑張ってもらって、いろいろしていただいたのですが、これによってウエルモの競争力がそがれることはないですね。要はそういうことを考えた上でデータ公開を依頼しているのでまずないと思うのですが、今後、今回は非常にうまくいったと思うのですが、このデータを出すことで民間事業者側の民業圧迫みたいなことにならないという状況でのお願いということによかったですねという確認を一応しておきたいです。

あとせっかく今回データを提供してもらっている状況だと思いますので、今後いろいろな拡散も含めて、このデータがあったおかげでそれがどれだけの人に役に立ったとか、実際にどのぐらい活用できたという部分を、鹿野さんはこの業界の中で非常に影響力のある方だと思いますので、ぜひ情報発信をしていただくとよりオープンデータが活用される世の中にとっては非常によいことではないかなと、なので、一応確認は多分大丈夫ということと、要望としては、ぜひ情報発信をしていただけるとありがたいなと思っています。

○庄司教授

ありがとうございます。

先ほど松下さんからありましたように、厚生労働省さんが都道府県と一緒につくっているデータがあるおかげでこういうことができるようになってきたよということが広まると、事業者さんもデータをつくるモチベーションが上がるといい循環が生まれるということで、みんなで頑張っていきたいと思います。この議論を締めたいと思います。どうもありがとうございました。

活発な御議論をいただきありがとうございました。では、切り換えをお願いいたします。

続きまして、2つ目の要望であります放課後児童クラブ・児童館情報について、株式会社ガッコム様より、資料4の御説明をお願いいたします。

○山田様（資料4の説明）

改めまして、株式会社ガッコムの代表取締役社長の山田と申します。本日はこのような御提案の機会をいただきまして、誠にありがとうございます。

それでは、放課後児童クラブ及び児童館情報のオープン化に関する御提案につきましてお話をさせていただきます。

まず、弊社の御説明を簡単にさせていただきます。弊社は港区三田にありまして、本日、オブザーバーとしても参加しております慶應義塾大学の教授でもある赤林と私山田の共同代表の会社になっております。

データを重視した教育系ITのベンチャーで、客観的なデータをオープンにすることで、子供や子育ての手助けとなることを目的とする、比較的社会貢献色の強い会社となります。

主なサービスとしましては、学校教育情報サイト「ガッコム」という学校情報に関するサービス、不審者・治安情報サービス「ガッコム安全ナビ」という治安・安全に関するサービス、それから、今年9月には

こども食堂を支援するNPOであるむすびえ様と共同で、こども食堂情報サイト「ガッコム・むすびえ こども食堂マップ」などを御提供させていただいております。

このように地図やデータを基に、子育てに関する様々な情報をオープンにすることで、皆様により使いやすく、わかりやすく情報を届けたいと活動している会社となっております。

本日はその中でも、今回の御提案に一番近いサービスである「ガッコム」について簡単に御説明させていただきます。そもそもガッコムというのは、「学校・学区×.com」の略になっておりまして、日本全国の小中学校、幼稚園・保育園のリアルの情報を無料で提供する日本最大級の教育系のデータベースサイトとして公開させていただいております。

客観的データを独自のノウハウで収集公開しておりまして、資料の左にデータを幾つかサンプルで出しておりますが、例えば児童生徒数であれば、それぞれの学校ごとに学年ごとに何人いるか内訳が分かったり、この自治体内でこの学校の人数はどれだけ多いのかランキングが見られたり、過去10年にわたって人数がどれだけ増えたかが見られたりと、データが視覚的にすぐ分かるサービスとなっております。また、ほかにも通学区域や使用教科書、教職員など様々な客観的データを公開しております。

ただ、客観的データといっても、全て我々で収集することには限界がございますので、我々だけでは収集しきれない、しかし客観性がある、例えば資料の右側にありますけれども、プールが屋内なのか屋外なのか、校庭は土なのか芝なのか、部活動は何があるのか等の情報は、利用者のほうから投稿をいただく形で収集もさせていただいております。ある意味ウィキペディアのような形式で、皆さんで書き合っただけの正しい情報を作っていく方式となっております。

このように提供・公開しているガッコムというサービスがありあり、そこに付随して、今回は放課後児童クラブ・児童館情報のオープン化を御提案させていただいております。

下のグラフから見てもわかります通り、放課後児童クラブの登録児童数は年々増加しておりまして、待機児童も解消できていない状況となっております。昨今、小1の壁という言葉がございまして、子供の居場所問題や待機児童問題と言いますと、どちらかという保育園のほうの問題が大きくクローズアップされがちですが、今や未就学児だけではなく、小学生も居場所に窮している状況となっております。

また、児童館に関しましても、もちろん本来の機能は元より、放課後児童クラブの設置場所としても深く関わる施設となっておりますので、こちらも非常にニーズの高い情報となっております。特に昨今はコロナ禍で注目もされまして、学校に登校できないときに子供たちの居場所として放課後児童クラブのニーズもさらに高まっている状況です。

また、各地でいわゆるシビックテックという活動で、それぞれの地域ごとに独自に放課後児童クラブのマップを作る等、市民がそのニーズに応じて、よりわかりやすい形で情報を届けようとする活動も広まっている状況と考えております。

認定こども園、幼稚園、保育園だけではなくて、小学生の受け皿となる放課後児童クラブ・児童館も、あくまで子育て施設、同じ子育て施設だということが、ここで我々が申し上げたいことであります。

そのニーズ以外にも政策的必要性、研究面でもオープンデータが重要であると我々は考えております。いわゆるエビデンスに基づく政策決定、EBPMという点で、データがあるかないかで研究の幅が変わってくるのではなからうかということです。例えば高久玲音先生の「小学校一年生の壁と日本の放課後保

育」という研究に関して言いますと、放課後児童クラブの不足が女性の就業継続を阻害している可能性を指摘はしているものの、やはりデータが欠如していることで、直接的な因果関係は推測にとどまっている状況でございます。

ほかにも日本総研さんの研究の中にも、そもそもデータをわざわざ独自に収集する余計なコストがかかっており、さらに最後のところでは、赤字で書いております通り、「他自治体での取り組み内容や工夫が把握・共有されにくい状況にある」、また「広く公開することが必要ではないか」といった言及がされておりました。

そうしたニーズのあるデータが現在どうなっているか、我々のほうで簡単に調査させていただきました。都道府県単位で公開されているのは、全47自治体のうちの半数以下で、公開されていない都道府県でも市区町村単位で公開している場合もあるのですが、やはり全てではないというのが我々の認識です。

また、公開されていても、それぞれフォーマットが異なっておりまして、例えば資料の下にあります、東京都であればCSV、岩手であればPDF、札幌であればHTML、秋田であればエクセルとフォーマットがバラバラになっております。また項目も例えば、東京であれば「設置」という項目があるのですが他にはなく、秋田は非常に細かくデータがあるのですが同じく他にはない、と統一されていないのが現状です。

ですので、我々としては、このデータをまず出していただきたい、かつ項目も一定にしていいただきたいというのが要望となっております。ただ、先ほど報告児童クラブ・児童館は大事な子育て施設だと申し上げたのですが、実はそもそも子育て施設は既に推奨データセットの中にあります。しかし、こちらをしてみると、注意事項に「子育て施設は幼稚園、保育所、認定こども園を指す」とあえて限定されてしまっているのが現状です。では、このデータセットの項目が、この3種類の施設だけにしか使えないものなのかと言うと、必ずしもそうではないと我々は考えておりまして、十分放課後児童クラブや児童館にも使える項目であると考えます。そこで、この2つも対象に加えてはかがかというのが今回の御提案になります。

公開を希望するデータの対象としましては、公設の学童だけではなく、民間も含む形でぜひ公開をしていただきたいと考えております。厚生労働省様の調査でも、国立民営で2割、公立民営でも46%ということで、かなり多くの割合を占めておりますが、その2割の部分も含めてぜひ公開いただければと考えております。国や自治体から運営費や整備費の助成を受ける民間学童は必ず市町村に届け出がなされており、国や自治体はその届出を把握しているはずだというのがこちらの認識です。ですので、その届出を基に、民間学童も含めてデータを公開していただけないかと考えております。

ここは我々が考えることでは本来ないかもしれないのですが、推奨データセットと、これまである既存調査との項目の関連を簡単にマッピングさせていただきました。我々としてもできるだけ多くの自治体に出していただきたい想いがありますので、できるだけ労力のない形で公開いただくのが好ましいと考えます。既にある調査と項目が重複していれば、自治体の手間も軽減されるのではということで、我々のほうで合わせてみましたが、メインの項目は大体既に既存の調査でも回答いただいている項目になりますので、そこをうまく流用し、今回のオープンデータ用に収集していただければと考えております。

最後に、公開による効果ということで、社会的インパクトとしましては、我々のような民間による学童情報提供サービスの新規参入の促進を促せるのではと考えております。

また冒頭にも申し上げたシビックテックのような活動でも、より参入しやすくなるのではないかと考えており

ます。また、他データとの組み合わせによる価値ある新情報の創出ということで、我々であれば例えば学校の近くの放課後児童クラブ・児童館はどこかを見られたり、あとは例えば不動産の近くであるとか、病院の近くであるとか、地図との組み合わせなど、様々な既存情報との組み合わせで、価値ある情報を創出できたりするのではないかと考えています。

また、これらの民間参入や組み合わせによって情報透明化が進みまして、情報の非対称性の解消に伴い、保護者による学童への最適化を促進できるのではと考えています。それによって施設ごとの提供サービスをもっと差別化をしていく動きであるとか、足りない場所への設置、逆に足りている場所の過剰供給を最適化する等の動きもできるのではと考えています。

また、学術研究等も進んでいくことで、エビデンスに基づく放課後保育政策決定の促進にもつながると考えています。

実現サービスイメージとして、もし我々がやるのであればと、このようなイメージ図を作成しました。学校の周辺にある放課後児童クラブが検索できたり、さらに利用者からの追加情報を合わせたり、全国統一形式で全国どこでも見られたりといった、利便性の高いポータルサイトを構築できると考えております。

以上になります。

○庄司教授

ありがとうございました。

それでは、厚生労働省とIT室からただいまの要望に対する回答をしていただいた上で、ディスカッションを行いたいと思います。

厚生労働省さん、IT室さんから資料5について、5分程度で回答をお願いいたします。

○鈴木課長（資料5スライド1～2の説明）

子ども家庭局の子育て支援課の鈴木といいます。よろしく申し上げます。まず始めに放課後児童クラブと児童館の概要について説明をしたいと思います。

まず、放課後児童クラブでございますけれども、事業の目的としましては、共働き家庭など留守家庭の小学校に就学している児童、小学校6年生までの児童、場所としましては学校の余裕教室、または児童館・公民館などで、いわゆる生活の場を与えて健全な育成を図ることとしております。

平成27年度の子ども子育て新制度の施行の際に、対象年齢をおおむね10歳未満から小学校に就学している児童全体に広くしております。

この事業を行うに当たりましては、先ほどガッコムさんのおっしゃったとおり、ガッコムさんの資料8ページに記載されているとおり、民間の放課後児童クラブは市町村に対して届出をして事業を行うこととなります。届出の際には運営規定などを出すこととなっております。クラブ数は令和元年5月1日現在では2万6000ほどです。やはり新制度で年齢も広げたということで待機児童も1万8000弱ございます。待機児童の解消を目指し、「新・放課後子ども総合プラン」に基づきまして、受け皿の確保を進めております。

続きまして、児童館でございます。児童館につきましては、いわゆる健全育成のための、いわゆる児童福祉施設の一つの児童厚生施設です。児童館には遊びを指導する者を配置しまして、子供にその健

全育成、いわゆる様々な遊び等々を教えております。平成30年10月1日現在では、全国で4,500か所ほどございます。現在は公営からだんだん民営のほうに移行しているような状況にはなっております。

児童館ですけれども、4,500ありますが、児童館の半数程度のところで、放課後児童クラブも一緒にやっているような状況ではございます。

簡単ですが以上です。

○佐藤参事官補佐（資料5スライド3～5の説明）

続いて、IT室から説明させていただきます。

既にガッコム様から御説明が少しありましたが、推奨データセットに関してですが、こちらは政府として公開を推奨するデータと、公開するデータの作成に当たり準拠すべきルールやフォーマット等を取りまとめたものとなっております。現在、政府CIOポータル上で基本編14個、応用編8個を公開しておりまして、民間事業者の利便性向上を目的として地方公共団体に積極的に使ってもらいたいということで、利活用促進を図っています。しかしながら、自治体による推奨データセット利用率を見てみますと、まだまだ利用が進んでいないという課題があります。10月1日時点で、400団体の地方公共団体が何らかの推奨データセットを利用しているという状況になっております。

今回、議題が上がっております子育て施設一覧に関しましては、10月1日時点では124団体が利用しているという形になっておりまして、IT室としましては今後利活用を推進するために、22種類の推奨データセットを積極的に取り組んでもらうようにアプローチしていきたいと考えております。

つきましては、要望に対する御回答といたしまして、最初にガッコム様から御要望のあった推奨データセットの子育て施設一覧のデータ項目定義書を改定・バージョンアップしたいと考えております。オープンデータ化の施設対象に、御要望のあった放課後児童クラブ・児童館の項目を追加し、地方公共団体に利用してもらうように文書を通知したいと考えております。こちらは令和3年3月までを目途に通知文を発出して対応したいと考えております。

続いて、推奨データセットはオープンデータの質の向上という観点でも非常に重要と考えておりまして、積極的に自治体に利用していきたいということから、内閣官房とIT室と厚生労働省の連名にて、利活用促進のための文書を発出致します。その際に、ガッコム様のサービスの活用事例みたいな、要は放課後児童クラブ・児童館情報の推奨データ化をして公開するとういったメリットがありますよというような、分かりやすい事例を通知文と一緒に提示して、利活用促進につなげようかと考えております。こちら先ほどの項目定義書の改定と併せて令和3年3月までに地方公共団体に対して通知文を発出することで対応をしたいと思っております。

以上となります。

○庄司教授

ありがとうございます。

それでは、御要望と御回答を踏まえてディスカッションをお願いしたいと思います。会場の方は挙手を、オンラインの方はコメント欄に発言したいという旨を書き込んでいただければと思います。

まずは御回答を受けてガッコムさんから一言いただければと思います。

○山田様

ありがとうございます。

まず、弊社から要望させていただいた推奨データセットへの追加をいただけるということで、大変ありがたいと考えております。また、各自治体に通知文を発出していただけるということで、これも非常に重要なものと考えております。何より我々はデータを出していただくことが非常に大事でして、フォーマットが決まっても結局出てこないとあまり意味はないのはもちろんでございますので、ぜひデータを出していただけるような通知をしていただければと思います。

そういった意味で、我々の資料でも御説明させていただきましたが、とにかく出してほしいので、あまり自治体の労力のない形が好ましいと考えます。もちろん多大な労力が必要であっても、出していただけるなら我々としてはそれでももちろん構わないのですが、とにかく出しやすい形の仕組みを、厚労省さんでもそういった御検討もいただけるとありがたいなと思っております。

それから、先ほどのウェルモさんのお話でもありましたが、我々としてもNo.は非常に気になる項目ではありまして、IDがどのように決まってくるのか、ずっと一意で変わらずに決まるのかは、非常に重要なポイントになるところではございます。

我々は学校情報の更新などもしておりますが、統廃合で無くなったのか、それとも名前が変わっただけなのか、その判定は非常に重要で、過去の生徒数等のデータをこの学校に引き継ぐことができるのかは、結構大きな問題になってきますので、新しい施設なのか、名前が変わっただけなのかが分かるような、つまりIDは変わらないけれども、名前だけが変わる等の形がもしできるのであれば、そのようなIDルールも御対応いただけると非常にありがたいと思います。一方で、繰り返しになりますが、もしそれが大変であれば、まず出していただくことが重要ですので、あまり無理は言いません。可能であれば、そういったこともご検討いただくと非常にありがたいです。

データのフォーマットが一定になれば、先ほどもお話をさせていただいたシビックテック等で、各地域で活動して作ったサービスが、同じプログラムで別の地域でもそのまま使える等も広がっていくと思いますので、そういった広がりも期待したいと考えています。

以上です。

○庄司教授

ありがとうございました。

それでは、オンラインのほうから村上さん、まずお願いいたします。

○村上様

まずは推奨データセットに追加するということがありがとうございます。

3つありまして、1つ目が、保育園なども含めた施設IDのつけ方に関しては、先ほどと同じで、今後文科省で学校IDを振られるという話もありますけれども、法人番号に枝番で事業所番号をつけるという流れに合わせて、施設IDをどう振るかというのを、IT室で検討していただきたい。

2点目は、自治体に通知を出すというのは非常にいいことだと思います。このときの説明の仕方なのですけれども、このデータを出すとかいうサービスに活用してもらえというより、もう一歩踏み込んでいただきたい。今、多くの自治体が自分たちでアプリをつくらたりしているのですが、結構使い勝手の悪いものも多かったです。そうではなくて、民間サービスをもっと積極的に活用して、自前主義から民間サービス活用にシフトしていきましょうということを強調したほうがいい。住民にいかに情報を届けるかという観点で説明すれば、データを出しやすくなると思います。

3つ目が、今回は子育て施設ですけれども、ほかにアクトインディさんがやっている「いこーよ」のように、子どもと一緒に出かけするサイトがつけられています。アクトインディでは、推奨データセットの公共施設情報やイベント情報に、子どもと一緒に出かけの際に必要な情報項目を追加した、アクトインディ独自の推奨データセットプラスアルファの様式をつかって、自治体に提案して作成・公開してもらっています。今回、推奨データセットの改定を進めるのであれば、アクトインディさんなどがやっている取組を参考に、公共施設情報やイベント情報、できれば観光施設情報などについて、子ども関連の情報項目の追加も検討して、3月までに成果が出るといいと思いました。

以上3点です。ありがとうございます。

○庄司教授

ありがとうございます。

これはいずれもIT室さんですかね。IT室さん、お願いします。

○佐藤参事官補佐

コメントありがとうございます。

1点目のIDの振り方に関してなのですが、こちらは文科省、厚生労働省と協議が必要なことになるかなと思いますので、データ戦略タスクフォース等の会議を通じて引き続き検討を進めさせていただきたいと思っております。

また、2点目の通知の出し方に関しまして、御助言ありがとうございます。これまで確かに民間のサービスを紹介するという形にとどめていたのですが、もうちょっと一歩踏み込んで通知するという事で、出すことによって民間事業者が積極的に使ってくれるのだよということをうまい形で伝えられるよう、今回ご出席の有識者の皆様を含め、関係者と相談しながら通知を出せるようにしたいと考えております。

また、3点目のアドバイスに関しましても、こちらはほかの公共施設一覧だとか観光施設に関する推奨データセットを既に出してはいるのですが、こちらも改定も踏まえて検討を前向きに進めていきたいと考えております。追加する項目の内容など、細かい部分に関しては、オープンデータワーキング構成員やデータ運用分科会等を通じて、相談しながら進めさせていただければと思います。

○庄司教授

ありがとうございました。

続きまして、これもオンライン側でオブザーバーの赤林さん、お願いします。

○赤林教授

ありがとうございます。私はガッコム共同経営者であると同時に、EBPM、データに基づく政策評価などを研究者として実践している立場でございます。

今回の要望に対して前向きに対応をいただきありがとうございました。既に御意見が上がっているところですが、私も、厚生労働省及びIT戦略室から通知を出していただく際に、やはり出し方を工夫していただきたいなと思っております。

ガッコムを通じた私の経験ですが、自治体にデータを要望しようとする、例えば、保育・子育て部に資料の提供をお願いすると、「何で営利企業にデータを出さなくてはいけないのですか」と、そういう第一声が担当者から出てくる状況は、いまだにあるわけです。

それを踏まえ、通知の際に、「こういう事例があります」、「活用事例がございます」と、民間企業での活用を出していただくのはありがたいのですが、「営利のため」、ではなく、「幅広い社会のニーズに込えている」ということを、ぜひ強調していただけたらと思います。

介護も同じと思いますが、特に地域密着型のサービスについて、自治体の方は、市民に対するサービスなのだから、情報が欲しければ電話してくればいいでしょう、あるいは窓口に来てくれればいいのですよ、思いがちです。同時に、「何で市民以外に情報を提供しなくてはいけないのか」と、オープン化の対応は一番後回しになり、情報共有がなかなか進まないという現実があるのではと、常々感じるのです。

例えば学校や児童館の情報であれば、それらが充実している自治体に転居したいという家庭が当該自治体の外に潜在的に存在するわけです。データ共有とオープン化により、目の前の市民だけではなく、幅広い潜在的ニーズに込える必要性を、うまく含めていただけたらと思っております。

以上でございます。

○庄司教授

ありがとうございます。

続きまして、オンラインの小池さん、お願いします。

○小池様

小池です。2点ほどございます。両方IT室さんかもしれません。

1点目は、推奨データセットの話題がありました、項目の追加の議論などがあると思います。この推奨データセットを維持管理、検討している組織はIT室様だと思うのですが、ここに仕様の変更とか、追加提案をするメカニズムというのは現在ありますか。

2点目は、自治体がそれに対応した推奨データセットで仕様を公開するときに、IT室から資料として、今日も、推奨データセット公開数の表が出ていたと思いますが、この内訳のリストやその詳細な自治体のリストから実際にデータセットに飛んでいくような検索のやり方、集め方みたいなものは、今後公開されていくのでしょうか。こういうのが分かると、どれぐらいのパーセンテージで自治体対応できていて、どこのサイトへ行くと自分が住んでいる周辺のデータがあるかが分かるのかなと思っております。

この2点ほど現状を教えていただければと思います。

○**庄司教授**

IT室、お願いします。

○**佐藤参事官補佐**

ありがとうございます。

まず、1点目の推奨データセットの項目の検討のメカニズムに関してなのですが、こちらは要望があり次第、IT室で受け取って、オープンデータワーキンググループの構成員、あるいはデータ運用分科会等に相談を持ちかけて検討・精査を進めていくといった流れとなっております。今回も様々な御要望を受けましたので、この後、有識者等に相談しながら、使ってもらうような形に詰めていくことが大事だと考えておりますので、検討を進める際は皆様のご協力ご助言いただけたらと、考えております。

また、2点目のスライド3の利用状況に関しまして、こちらに関しましては、実は政府CIOポータル上で今年頭ぐらいから、推奨データセット利用状況連絡フォームというものを政府CIOポータル上に設けていまして、推奨データセットを利用した地方公共団体は、このフォームから利用状況を随時報告してください、というような体制を組んでおります。オープンデータを取り組んでいる自治体で推奨データセットを新たに利用したとなったら、随時フォームから連絡があって集計しております、10月1日時点での集計結果がこちらになっております。

現在も、随時集計は進めていて、公開をいつ、どのようにするかに関しましては議論を進めているところでございます。というのも、自治体からご連絡いただいた情報の正確性といえますか、推奨データセットをその自治体に取り組んでいるつもりで報告しても、実際に自治体のホームページを覗いてみると推奨データセットを利用しているとは言えないのではないか、といったケースがありますので、そういった利用状況に関するデータの正確性をどうするかというのは、ちょっと検討を進めなければいけないところだと考えており、公開に関しては現在のところ検討中とさせていただきます。

以上となります。

○**小池様**

推奨データセットの中にも、データの品質論がまたあるということですね。分かりました。

○**庄司教授**

ありがとうございました。

続きまして、川島さん、お願いします。

○**川島教授**

赤林先生の御指摘で思い出したのですが、営利非営利を問わず、データをオープンにするというのは、2012年の最初の行政オープンデータ戦略の基本原則の第3に出てくる非常に重要なポイントで、私はそのときの議論に主張したのですが、オープンデータ政策は営利目的のウェルカムですので、これが自治体にまだ浸透しないと時々見受けられますので、ぜひIT室からこの件、自治体に対して、今回の児童館、ほかの児童クラブについてのデータの公開を求めるときには、営利非営利を問わず、それ

から、できるところから具体的に出していくと、全部整わないと、きれいにならないと出さないというのはなくて、できるところから出すということを徹底していただきたいなと思いました。これはコメントです。

あと、結局このデータはどのように世の中で生きるかという、保育園などもそうなのですけども、サービスの質的なデータで消費者、国民に響くレベルまでやはり出さないと、実際の世の中に対する価値が生まれないので、保育園の場合には、私も幾つか調べたことがあるのですけれども、一時預かりサービスというのは実は物すごく効いていて、僕の分析では、一時預かりサービスを提供している自治体においては人口の社会転入が少し起きることもあるので、IT室さんから自治体に助言される際には、データが質的に豊かな形でオープンになれば、地域振興に役に立つ可能性があることを伝えていただきたいと思います。

それから、このデータが本当に包括的に分析できれば、ガッコムさんのプレゼン資料にありますように、EBPMでほかの児童館が地域の子供人口に対する、あるいは子育て人口に対するインパクトが因果関係として測れる可能性が出てきますので、ぜひできるだけ多くのデータが出てほしいなと思いました。

最後にIT室さんをお願いですけれども、6か月になりませんか。もちろん分かるのですよ。私は1か月やって、本当にディープにデータ項目の議論とかやれば1年ぐらいかかるかもしれませんが、それは6か月でやってベータ版で出しても僕はいいと思いますし、多少の手戻りは当然、データのクレンジングとかデータの定義の問題については、やはりあるので、まず隗より始めよで6か月でやっていただけないかなという願いがあります。

以上です。

○**庄司教授**

IT室さん、お願いします。

○**佐藤参事官補佐**

御指摘ありがとうございます。

推奨データセットの改定等は前向きに検討を進めさせていただき、コメントいただきました通り自治体へのフォローもしっかりと行っていきたいと思います。また、子供施設一覧の推奨データセットの改定・バージョンアップに関しましては年度末を目途に、なるべく早めに公開するように、IT室内でも議論を進めさせていただきます。自治体へのデータ公開を促すためのアナウンスの方法に関しては川島先生や本日まで参加の皆様にご相談させていただくかと思いますが、よろしく願いいたします。

○**川島教授**

よろしくお願いします。

○**庄司教授**

それでは、村上さん。お願いします。

○**村上様**

ありがとうございます。2つあります。

1つ目は、先ほどのIT室の回答と赤林さんのコメントに関連するのですが、このデータを出すと、この事業者が使ってくれるという説明は、僕はやめたほうがいいと思います。そうではなくて、住民に出すのと事業者に出すという対極論ではなくて、民間サービス経由で住民にサービスをすると説明をしていたら、赤林さんの懸念のように、何で民間サービス事業者に出すのだという話ではなくなります。また、自治体は自分でアプリやサービスをつくらなくても、民間サービスをうまく使って住民サービスを向上させられるのだという説明がいいと思うので、自治体に通知を出すときには、その辺りに気をつけて出していきたいと思います。

2つ目は、今ちょうど映っている資料の関係で、推奨データセットで公開している自治体の数が124と出ていますが以前にもIT室とお話ししましたが、データの質が担保できないからIT室から公表しないというのはやめたほうがよくて、とにかくどの自治体が出していて、そのリンク先はどれでというのを、全部公表するべきだと思うのです。それを見て、使ってみたらこれは間違っているというも指摘を受けなければいいと思うので、1,788の自治体のリストと推奨データセットのクロス表を作って、どの自治体が出しているか、そのリンク先はここだというのを全部公開していくようにしていくと思います。

以上です。

○庄司教授

ありがとうございます。

IT室さんからコメントはありますか。

○佐藤参事官補佐

まず、自治体への周知に関しまして、ご指摘ありがとうございます。民間サービス経由で住民サービスに資するということと、あと自治体が独自にアプリをつくる必要がないということを強調して伝えたいと思っております。

また、推奨データセットの取組状況に関しましても、こちらは少なくとも現時点でやっているものに関しましては、御指摘を受けてIT室内で議論を進めて公開に向けて調整を進めてまいりますので、引き続き御ご助言いただけましたらと思います。

以上です。

○庄司教授

ありがとうございます。

赤林さんお願いします。

○赤林教授

村上様、ありがとうございます。

私たちも、事例として出していただくのはありがたい一方で、その会社が利用しますよ、という言い方はやはり望ましくないと感じます。多くの企業が出てきて様々なサービスを展開することが社会にとってベスト

ですので、そのような進め方にしていただきたいです。

あと、自治体ごとにアプリを作らなくてよいというのは確かにその通りです。同様に、先ほどの例のような、「電話をすればいい」、「窓口に来てくれればいい」という上役の発想が、結局行政現場を疲弊させているわけです。

私たちはある自治体の方から、「最近『通学区域についてはガッコムを見てくれ』と回答するようにしている」という、大変ありがたい言葉をいただいたことがあります。それを踏まえると、「現場の労力がこれだけ削減できた」という声が一番響くのではと思うのです。「働き方改革」、「三密回避」といった、自治体関係者に響く言葉が、データを共有するインセンティブにつながる鍵かなと思った次第であります。

最後にもう1点だけ、先ほどデータの差分についてのお話がありました。現状を公表する際には差分は必要ないのですが、EBPMへの利用となりますと、サービスや自治体の状況の変化が、例えば女性就労等の変化にどう影響があったかをどうしても知る必要があります。研究者目線から述べますと、差分情報がないとEBPMは事実上不可能です。なかなか表に出てこない部分ではございますが、差分データの標準化も含め、どこかできちんと議論していただけたらと思います。

以上でございます。

○**庄司教授**

ありがとうございました。

今のコメント・御助言に対して、IT室さん、いかがでしょうか。

○**佐藤参事官補佐**

御助言ありがとうございます。

まず、自治体の周知文に関しましては、村上様・赤林様先生のご指摘ご指摘を踏まえ、周知文を作成するように致します。この件に関しましては、引き続きガッコム様、その他有識者の皆様と相談しながら進めさせていただけたらと思います。

続いて、データの差分等、データの出し方に関しましても、今後検討を進めていけたらと思います。その際は、別途御相談させていただければと思いますので、こちらも引き続きよろしく願いいたします。

○**庄司教授**

ありがとうございました。

オンラインとIT室さんで議論してしまったのですけれども、厚生労働省さん、今までの議論を受けていかがですか。

○**鈴木課長**

特段ございません。

○**庄司教授**

ありがとうございます。

ガッコムさん、いかがでしょう。

○山田様

皆様、私も感じていることを言っていたので、問題はございません。

○庄司教授

砂金さん、お願いします。

○砂金政府CIO補佐官

ガッコムさん、特に赤林さんかもしれないですけども、自治体とのコミュニケーションでこれまで御苦労されたということがあったと思うのですが、この場で、バイネームでどこの自治体がということは非常に難しいかもしれないですけども、IT室から通知を発出する際に、ここは重点的にフォローしてほしいと、それは相手方がなかなか乗ってこない、あるいはサービス利用者側からして、すごくニーズが高いエリアなのに情報が充実していない、全国というのはもちろん最終的には到達をすべきだと思うのですが、特に注力してここはフォローアップをしてほしいというところがあれば、もう少し解像度を高めた状態で、この辺りのエリアというので、お伺いできればと思いますが、いかがでしょうか。

○庄司教授

では、山田さん、お願いします。

○山田様

まず、今回の放課後児童クラブに関して、我々の調査時点で公開されていない地域については、特に強く言っていた方がよろしいのかなと考えます。

あとは、今回の件以外で、我々も学校情報等を収集している中で、非常に大変な自治体、必ずしも協力的ではない自治体というのは、弊社内部ではリストと申しますか、共通認識がございます。いつもここは大変だなとか。ある自治体からは今年を出したくない等と言われることもございまして。そのリストを我々から共有するかは慎重に考える必要がございますが、少なくとも自治体によって重点的にフォローする等、対応を柔軟に変えることは重要と考えております。

○庄司教授

ありがとうございます。

まだもしかすると御意見があるかもしれませんが、時間の関係もございますので、これにて本件についてのディスカッションを終えたいと思います。

以上で本日のラウンドテーブルの議題を終了とさせていただきますが、私のほうから本日のディスカッションを踏まえた総括というかコメントをさせていただきたいと思います。

今日の御議論、2件とも非常に前向きな御意見をいただくことができ非常によかったと思います。コロナを受けて非常にデジタル化に向けて社会的な機運が高まっている中で、データの重要性というのは非常に高まっていますし、特に今、国においては非常に前向きにやっつけようという機運が高まっていると

いうことを反映しているかなと思いますが、自治体の現場でこのデータを出すというところまで、同じ問題意識で、同じ意識で動くかという、それはまたそうではないかもしれない、別かもしれないと思います。

自治体の皆さんがデータを出していこう、あるいは介護事業者の皆さんもどんどんいい情報を出せば、情報がケアマネさんや当事者の方に伝わって事業が回っていくのだというところまで到達するには、まだまだ多分努力が必要なのだらうと思いますので、今後とも皆様の御協力をお願いできればと思います。

推奨データセットになったからオーケーという話ではやはりなくて、推奨データセットに参加してくれる自治体が増えること、また、そもそも2020年度にオープンデータに取り組む自治体を100%にするという目標があったと思います。その実現に向けて、このデジタル化の中で、やはりオープンデータの議論ももう一段盛り上げていく必要があると思いますので、皆様の御協力をお願いできればと思いました。ありがとうございます。

では最後に、閉会に当たりまして、厚生労働省の前原分析官より一言いただきたいと思います。お願いいたします。

○前原分析官

厚生労働省情報化担当参事官室の前原です。

本日、健康・医療・介護、子育てをテーマとして掲げさせていただきましたが、この分野のデータというのは、国民の生活と直結する重要な内容となっております。これらの情報につきましては、個人情報などの機微情報が多く含まれておりまして、オープンデータ化が非常に難しい状況ではございますが、さらなる利活用促進に向けて取り組んでいるところでございます。特に今回、このようなラウンドテーブルという場で御要望、今回は介護と子育てということで直接御議論いただいたわけでございますけれども、大変有意義なものであります。

それから、本日御出席の皆様には厚く御礼申し上げます。

本日の議論の趣旨も踏まえまして、国民の要請に応じた行政サービスを目指すとともに社会福祉、社会保障、公衆衛生の向上の推進に取り組んでまいりますので、今後とも引き続き先生方の御支援をよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○庄司教授

ありがとうございました。

その他、事務局から連絡事項などがありましたら、お願いいたします。

○佐藤参事官補佐

皆様、本日はどうもお疲れ様でした。データ公開要望をいただきましたウェルモ様、ガッコム様、そして、有識者とオブザーバーの皆様、そして、モデレーターの庄司先生、お忙しい中、本日は御出席いただき誠にありがとうございます。

本日のラウンドテーブルの内容につきましては、別途オープンデータワーキンググループにて報告し、引き続きしっかりとフォローを進めていく予定でございます。

また政府のラウンドテーブルを主催するIT室といたしましては、今後は行政がデータを公開することにとどまらず、本日御出席いただきました2社様のようにオープンデータを積極的に利活用につなげていただけるように、このラウンドテーブルをさらに活性化したいと考えております。したがって、次回以降のラウンドテーブルにつきましては、行政と民間企業との関係をより強化して、さらに利活用を促進できるような形での開催に向けて、新しい体制でのラウンドテーブル開催を推進していく所存でございます。

ぜひ今後とも皆様のお力添えをお願いできればと思っております。

事務局からは以上となります。

○**庄司教授**

ありがとうございました。

○**川島教授**

1点だけよろしいですか。

○**庄司教授**

川島さん、どうぞ。

○**川島教授**

今の御発言で、今後体制を強化してフォローアップするというのは大変心強く思っています。今までこれを4回やって今日は5回目で、今までの4回目の議論でいろいろ質的・量的なデータについての様々な議論があって、それがどこまで到達して、どこまで満足のいく形で質的・量的にオープンになったかというところが、必ずしも明快でないところがあるので、できれば、次回以降は、議論したものが、どこまで実際に到達してできたのか、できなかったのか、できなかった場合には、それはそれでしっかりとできない理由があればちゃんとシェアされて、それはそれでまた新しい知見になりますので、ぜひやりっ放しにならないようなフォローアップをぜひよろしく願いしたいと思います。

最後にすみません。以上です。

○**庄司教授**

ありがとうございます。

オープンデータワーキンググループに資料が出ていたとは思いますが、分かりやすいかというと、そうではないと思うので、分かりやすさをさらに磨いていただければと思います。

それでは、本日はこれにて閉会させていただきます。大変貴重な御議論をいただきましてありがとうございました。以上です。

以上